

第3章 圏域の設定

本県における圏域は、地形等の自然的条件、文化や歴史等の社会的条件、水道整備基本構想に基づく広域水道の整備状況を考慮し、次の**4圏域を設定**します。

村山地域

山形市・寒河江市・上市市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・西川町・朝日町・大江町・大石田町

最上地域

新庄市・金山町・最上町・舟形町・真室川町・大蔵村・鮭川村・戸沢村

置賜地域

米沢市・長井市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町

庄内地域

鶴岡市・酒田市・三川町・庄内町・遊佐町

図 3-1 圏域の設定



(参考)

「都道府県水道ビジョン作成の手引き」（平成 26 年 3 月 19 日厚生労働省健康局水道課長）では、圏域の区分は、水道事業を適切に運営していくため、地理的社会的諸条件等の一体性に配慮しつつ、都道府県のすべての地域が、いずれかの圏域に含まれるように設定し、設定した圏域内において、人材配置、施設管理又は財源確保の諸事情を考慮し、水道事業の運営基盤が強靱で、持続可能な規模であることとされています。

また当該圏域は、それぞれ以下の要件に適合するよう配慮することとされています。

- ① 地勢、水源等の自然的条件に適合した地理的範囲であること
- ② 圏域内のすべての水道の施設整備、維持管理、経営等の業務が遂行できる技術的財政的基盤を備えていること
- ③ 管理の共同化や危機管理時の広域的な応援体制などでは、都道府県を越えた範囲の設定もありうること
- ④ 既存の圏域区分がある場合には、市町村合併による行政的社会的情勢の変化などを踏まえてその検証を行い、必要に応じて圏域を見直し都道府県ビジョンに位置づけることが望ましいこと
- ⑤ 圏域内の水道事業者間における発展的広域化の検討の推進が確実に実行される範囲を設定すること